

国家知識産権局の主要職責、内設機構及び人員編成に関する規定

第一条 第19期党大会第3回全体会議の審議にて可決された「中国共産党中央による党及び国の機構改革の深化に関する決定」「党及び国の機構改革深化計画」及び第13期全国人民代表大会第1回会議で承認された「国務院による機構改革計画」に基づき、本規定を制定する。

第二条 国家知識産権局は国家市場監督管理総局が管理する国家局で、副部級である。

第三条 国家知識産権局は党中央の知的財産権業務に関する方針・政策と意思決定・施策を貫徹実行し、職責を遂行する過程で党の知的財産権業務に対する集中・統一的な指導を堅持し強化する。主な職責は以下のとおりである。

(一) 国の知的財産権戦略の立案と組織・実施に責任を負う。知的財産権強国の建設を強化するための重要な方針・政策と発展計画を立案する。知的財産権の創造、保護及び運用を強化する管理政策と制度を立案し、実施する。

(二) 知的財産権の保護に責任を負う。商標、専利、地理的表示、集積回路配置図設計等の知的財産権を厳格に保護する制度を制定し、調整・実施する。関連する法律法規の草案の起草を手配し、部門規則を立案し、実施を監督する。新分野、新業態、新モデルの革新を奨励する知的財産権の保護、管理、サービスに関する政策を研究する。知的財産権保護体系の構築計画を研究・提案し、調整・実施し、知的財産権保護体系の構築を推進する。商標、専利の法執行業務の指導、知的財産権関連の紛争処理、権利保護支援と紛争調停の指導に責任を負う。

(三) 知的財産権の運用促進に責任を負う。知的財産権の運用及び取引を規範化する政策を立案し、知的財産権の移転・実用化を促進する。知的財産権の無形資産評価業務を規範化する。専利の強制許諾に関する業務に責任を負う。知的財産権仲介サービスの発展と管理監督のための政策措置を制定する。

(四) 知的財産権の登録登記の審査及び行政裁決に責任を負う。商標登録、専利審査、集積回路配置図設計の登記を実施する。商標、専利、集積回路配置図設計の再審査と無効等の行政裁決に責任を負う。地理的表示の統一認定制度を立案し、調整・実施する。

(五) 知的財産権公共サービス体系の構築に責任を負う。企業が利便性を享受し、国民が恩恵を受けられる相互接続された全国知的財産権情報の公共サービスプラットフォームを構築し、商標、専利等の知的財産権情報の普及・利用を推進する。

(六) 知的財産権の渉外事項の取りまとめと調整に責任を負う。知的財産権の渉外業務政策を立案し、職務分掌に応じて知的財産権に関わる対外的な交渉を展開する。知的財産権業務の国際連絡、協力及び交流活動を展開する。

(七) 党中央、国務院が任せたその他の任務を完成する。

(八) 機能の転換。

1. 資源をさらに整合し、プロセスを最適化し、情報手段を有効に利用し、知的財産権の登録・登記に要する時間を短縮し、サービスの円滑化水準を高め、審査の品質と効率を高める。

2. 知的財産権サービス業の参入をさらに緩和し、専利代理分野の開放を拡大し、専利代理機構の出資者またはパートナーに対する条件制限を緩和する。

3. 知的財産権情報公共サービスプラットフォームの構築を加速し、全世界の知的財産権情報を集約し、産業分野ごとに専利ナビゲーションを強化し、起業・イノベーションに便利な検索コンサルティング等のサービスを提供し、情報の無料または低コストでの開放を実現し、社会全体における知的財産権保護とリスク防止意識を高める。

4. 商標の冒認出願、非正常専利出願等の行為に対する信用管理監督を強化し、商標登録と専利出願行為を規律し、権利者の合法的権益を保護する。

(九) 職務分掌について。

1. 国家市場監督管理総局との職務分掌。国家知識産権局は商標・専利の法執行作業の業務指導に責任を負い、商標権、専利権の権利確定と権利侵害の判断基準を制定し、実施を指導し、商標・専利の法執行の検査、鑑定及びその他の関連基準を制定し、メカニズムを構築し、政策基準の整合性を図り、情報伝達等の業務を適切に行う。国家市場監督管理総局は、商標・専利の法執行業務の調整・指導に責任を負う。

2. 商務部との職務分掌。国家知識産権局は、知的財産権の渉外事項の取りまとめと調整に責任を負う。商務部は経済貿易に関連する多国間・二国間の知的財産権に関わる対外的な交渉、二国間の知的財産権協力協議メカニズム及び国内の立場からの調整等の業務に責任を負う。

3. 国家版權局との職務分掌。著作権管理業務については、党中央、國務院の著作権管理機能に関する規定に従って分担し執行する。

第四条 国家知識産権局には、次の各号に掲げる機構を設ける（副司局級）。

(一) 弁公室。機関の日常業務に責任を負う。セキュリティ、機密保持及び投書・陳述処理、政務公開、情報化等の業務を担当する。政策研究の業務を担当する。知的財産権の宣伝業務を計画・実施し、重要な政務情報を発表する業務を担当する。

(二) 条法司。知的財産権に関する国際条約の立案、改正、及び知的財産権に関する対外交渉の計画の調整・提起を行う。関連する法律法規、規則の草案を提起する。規範性文書の合法性審査業務を担当し、行政再議、行政応訴等の業務を担当する。商標、専利、地理的表示、集積回路配置図設計の審査政策及び権利付与・権利確定の判断基準を立案し、出願、受理、権利付与等の業務の実施を主導する。法律普及・宣伝業務を主導する。

(三) 戦略企画司。国の知的財産権戦略と知的財産権強国建設のための政策・措置を立案する。知的財産権のリスク予測・早期警戒業務を計画・実施する。全国知的財産権業務発展計画と商標、専利、地理的表示等の審査、登録、登記計画を立案する。部門の予算決

算と局直属部門の財務、資産、インフラ計画等の業務を担当する。知的財産権の統計・調査分析・発表の業務を担当する。

(四) 知的財産権保護司。知的財産権保護体系の構築に関する業務を担当する。商標、専利侵害判断基準及び保護法執行の検査、鑑定及びその他の関連基準の立案を主導する。商標の審議、専利の再審査と無効等の行政裁決の業務を担当する。地理的表示、集積回路配置図設計、特殊標章とオリンピック標章、万国博覧会標章等の公式標章に関する保護業務を担当し、地方の知的財産権関連の紛争処理、権利保護支援、紛争調停業務を担当する。

(五) 知的財産権運用促進司。知的財産権の創造と運用を強化するための管理政策と制度を立案し、実施する。知的財産権の無形資産評価業務の指導と規範化を担当する。専利の強制許諾、商標・専利質権設定登記及び譲渡・許諾届出管理等の関連業務を担当する。知的財産権取引の政策を立案する。知的財産権仲介サービス体系の発展と管理監督の政策・措置を立案し、実施を主導する。

(六) 公共サービス司。全国知的財産権情報公共サービス体系の構築と情報化の推進を主導し、知的財産権の情報加工基準の制定に関する業務を担当し、情報サービスの利便化、集約化、効率化を促進する。商標、専利等の知的財産権情報の普及・利用に関する業務、及び知的財産権の出願、権利付与、登録、登記等の情報を研究・分析し、発表する業務を担当する。

(七) 国際合作司（港澳台（香港マカオ台湾地域）弁公室）。知的財産権の渉外事項の取りまとめと調整を請け負う。国外の知的財産権の発展動向を研究する。知的財産権の渉外活動の政策を立案する。関連する対外的な交渉を担当する。国際連絡、協力と交流活動を請け負う。港澳台に係る事項を請け負う。

(八) 人事司。各機関及び直属部門の幹部人事、機構編成、労働賃金、教育業務を担当し、関連人材チームの構築業務を指導する。機関を離退職した幹部に関わる業務を担当する。

機関党委。機関及び北京の直属部門の党群業務を担当する。

第五条 国家知識産権局機関行政編成は 143 名である（両委員会の人員編成 3 名、応援派遣機動編制 1 名を含む）。局長 1 名、副局長 4 名、正副司長職 24 名（機関党委専任副書記 1 名を含む）。

第六条 国家知識産権局所属事業単位の設置、職責及び編成事項は別途規定する。

第七条 中央機構編成委員会弁公室は本規定の解釈に責任を負い、その調整は中央機構編成委員会弁公室が規定されたプロセスに則り行う。

第八条 本規定は 2018 年 8 月 1 日より施行する。

出所：中華人民共和国中央人民政府 HP

http://www.gov.cn/zhengce/2018-09/11/content_5320979.htm

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。